

特許権	判決年月日	令和4年3月30日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和3年(ネ)第10049号、 同年(ネ)第10069号		
○ 発明の名称を「吹矢の矢」とする特許発明についての特許権に基づく製品の製造販売等の差止め等及び損害賠償の請求につき、文言侵害及び均等侵害の成立をいずれも否定して、文言侵害の成立を認めて請求を一部認容した原判決を取り消した事例。				

(事件類型) 特許権侵害行為差止等 (結論) 原判決取消

(関連条文) 特許法100条1項・2項、民法709条

(関連する権利番号等) 特許第4910074号

(原判決) 東京地方裁判所平成31年(ワ)第2675号・令和3年5月18日判決
判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「吹矢の矢」とする特許発明についての本件特許権を有する被控訴人(原審原告)が、控訴人(原審被告)に対し、控訴人が製造等する吹矢の矢である被告製品が本件特許の特許請求の範囲の請求項2の発明(本件発明)の技術的範囲に属すると主張して、特許法100条1項及び2項に基づき、被告製品の製造販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、民法709条に基づき、損害賠償金(特許法102条2項により推定される損害額及び弁護士費用)及び遅延損害金の支払を求める事案である。

2 原判決は、文言侵害の成立を認め、被控訴人の差止め及び廃棄の請求を認容するとともに損害賠償請求を一部認容した。これを不服として、控訴人が控訴を、被控訴人が附帯控訴をそれぞれ提起した。

3 本判決は、概要、次の理由で、被告製品については、文言侵害も均等侵害もいずれも成立しないと判断して、原判決を取り消し、被控訴人の請求をいずれも棄却した。

(1) 文言侵害について

ア 辞書的な意味に照らし、「楕円形」の語は、本来的な意味として「卵形」を含むものではなく、楕円の両端(当該楕円とその長軸が交わる2点)付近の曲線を比較した場合にその一方の曲率が他方の曲率より小さい形状(以下「曲率に差のある形状」という。)を含むものとして用いられているかは、明細書における文脈等を踏まえ判断すべきである。

イ(ア) 本件明細書に「楕円形」の意味について説明する記載等はない。ただし、特許請求の範囲の請求項1の発明や本件明細書で「球形」と「楕円形」が使い分けられていることを踏まえると、本件発明の「楕円形」は、円形を含み得るような広い意味ではない。

(イ) 本件発明が解決しようとする課題は、従来技術について、矢の先端部に「かえし」が存在することにより生じていた、①矢を的から外すときに丸釘のピンだけ残ってフィルムだけ引き抜かれてしまうという課題と、②ダブル突入の場合に後ろの矢を引き抜くときにフィルムが丸釘のピンから抜け、後ろの矢のピンが前の矢のフィルム内に残ってしまうという課題のほか、矢の先端部の頭部と円柱部の位置のずれやフィルムの重なりにより生じていた、③上下方向の重心に偏りがあるという課題であると解されるどころ、本件

発明の「長手方向断面が楕円形」という先端部の形状は、前記①及び②の課題の解決手段の一つとして採用されたものと解されるほか、前記③の解決手段の一つとして採用されたものと解することもあり得るが、いずれの観点からも、先端部の形状は、幾何学上の楕円の形状で足り、曲率に差のある形状である必要はない。むしろ、曲率に差のある形状とした場合、具体的な形状次第では、前記各課題の解決に支障が生じ得るともいえる。本件明細書には、「楕円形」としてどのような範囲内のものであれば前記各課題が適切に解決されるかの判断の資料となり得るデータ等の記載はない。

(ウ) 本件発明の実施例における先端部の長手方向の断面は、「小判型」や「俵型の断面」などというべき形のもので、幾何学上の楕円の形状とは異なるものの、長手方向の両端の曲率を同じくするものである。当該形については、本件明細書に実験結果が記載されており、前記(イ)のような課題の解決に支障を生じ得るといった事情も認め難い。

ウ 前記ア及びイを踏まえると、本件発明の「楕円形」は、幾何学上の楕円の形状や、楕円に近い形状であって長手方向の両端の曲率を同じくする形状は含む一方、曲率に差のある形状は含まないものと解するのが相当である。曲率に差のある形状の一端を更に一定の範囲で切断した形状というべき被告製品のピンの先端部の形状は、これを充足しない。

(2) 均等侵害について

ア(ア) 本件発明について、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分とは、ピンと巻いたフィルムによって構成される吹矢において、「長手方向断面が楕円形である先端部と該先端部から後方に延びる円柱部とからなるピン」、「先端部に前記ピンの円柱部すべてが差し込まれ・・・たフィルム」及び「前記フィルムの先端部に連続して前記ピンの楕円形の部分が錘として接続された」という構成を採用することにより、前記各課題を解決するという点にあると解される。

(イ) ピンの先端部の形状について、本件発明に対し、被告製品では①曲率に差のある形状を基礎として「長手方向断面が、前部が曲率の緩い曲線形状、後部が略円錐形となるように円弧を描」く形状となっていること及び②ピンの先端部の根元側の径と円柱部の径との差によって生じている段差部分があることが異なっているといえるところ、上記①について、前記(1)イ(イ)の点を踏まえると、本件発明における「長手方向断面が楕円形」という形状の特定は、本件発明の本質的部分に含まれるというべきであり、被告製品の形状への置換えは、発明の本質的部分の変更に当たり、均等の第1要件を満たさない。

イ 本件全証拠をもってしても、本件発明の「長手方向断面が楕円形」という形状を被告製品の形状に置き換えることについて、前記(1)イ(イ)のとおり、曲率に差のある形状への変更により課題の解決に支障を生じ得るともいえる一方で、どのような範囲内の変更であればそれらの課題がなお適切に解決されるかの判断の資料となり得る記載が本件明細書にないにもかかわらず、当業者が被告製品の製造等の時点において上記置換えを容易に想到することができたというべき技術常識等は認められず、均等の第3要件も満たさない。

ウ したがって、その余の点について判断するまでもなく、均等侵害は成立しない。